

□■養成所ニュースプラス第 12 号 2026□■

8 月に入りました。東京 A 日程に出席した皆さん、実施後アンケートへのご協力ありがとうございました。受験対策開始時期について尋ねると既に始めている方が 3 分の 1、これからの方が 3 分の 2 という状況がわかりました。これから始める方のうちの約 6 割の方が 8 月には始めると答えてくれました。ツールとプランは決まりましたか。当養成所 HP では「受験対策講座」のページを設け、「受験対策のポイントを中心とするガイダンス 2」の動画の中で、受験対策ツールを説明しています。参考にしてください。

今週の Plus Quiz は、「障害者福祉」から「障害者雇用促進法」に関する問題です。この問題も正解したら終わりではなく、正解ではない選択肢のどこを直せば正しくなるのかも考えてください。

■Plus Quiz

【第 37 回問題 56】「障害者雇用促進法」に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 就労継続支援 A 型事業は、この法律に基づき就労支援サービスを提供するものである。
2. 公共職業安定所（ハローワーク）は、就労を希望した障害者の就職後の助言、指導は行わない。
3. 事業主は、障害者である労働者を雇用する事業所において障害者職業生活相談員を外部委託することができる。
4. 雇用義務の対象となる障害者であるかどうかの確認は、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳により行う。
5. 事業主は、障害者と障害者でない者との機会均等を図るために、過重な負担となるときであっても、合理的配慮を講じなければならない。

（注）「障害者雇用促進法」とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」のことである。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

- ・（37 期生）教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・（38 期生）教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・（38 期生）見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・受講の手引に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。
- ・（第 37-38 期生）今夏のスクーリングの日程及び会場のご案内です。
詳しくはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=356

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 39 回国家試験は、令和 9 年 2 月 7 日です。
詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/shakai/index.html>
- ・社会福祉振興・試験センターより、インターネットによる受験申し込み前の準備及び申込方法の動画のご案内です。今年度より、全ての受験者がインターネットでの受験申込になりますので、必ずご確認ください。
詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/>
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>

・本養成所主催、「受験対策講座」は web にて開催中です。

2 本目の「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」が視聴可能となりました。是非ご活用ください。

受験対策ページへアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

※パスワード等の案内は、養成所ニュースプラス第 2 号、第 4 号に添付しています。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

■Plus Column

【受験対策ミニ講座第 8 回／障害者福祉】

1 第 37・38 回の科目の傾向

この 2 回は、頻出項目から基本的な知識を問う問題が多くありました。一方、中項目が 24 項目と広範囲で的を絞り込めない難しさもあります。しかも第 38 回では、出題基準項目にない「医療的ケア児支援法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が初めて取り上げられ、より広範囲からの出題になりました。

以前は頻出の「障害者総合支援法」や「障害者雇用促進法」、「関連する専門職等の役割」を中心に作問されてきましたが、この 2 回はそれらの項目を理解していることを前提に選択肢が作られる傾向があります。より確実な知識にする対策が必要です。

五肢択一問題は第 37 回で 1 問、第 38 回で 2 問、事例問題は 2 問ずつ出題されています。従来の傾向からの大きな変化はありませんでした。

2 国家試験の対策

事例問題も含めて過去問を繰り返し解き、誤りの選択肢がなぜ誤りなのかを着実に理解していくことで、対応が可能な科目です。

ノーマライゼーション等の障害者福祉の理念や理論では、提唱者や社会的背景、現制度との関連を整理し制度と関連付けて理解しましょう。大項目「障害者に対する法制度」に挙げられている 11 の法制度では、制定や改定の時期、制度の目的、対象者、内容を把握できるように進めてください。

特に、「障害者基本法」と「障害者総合支援法」を混同しないようにすること、「障害者虐待防止法」（精神科病院や保育園は他法対応）の使用者による虐待の類型や通報窓口・対応機関を整理すること、「障害者総合支援法」のサービス分類や市町村と都道府県の役割の違いを確かにすることは重要です。

【Plus Quiz 正答と解説】

36 回国試まで科目にあった「就労支援サービス」は、新カリキュラムでは「障害者福祉」や「貧困に対する支援」等に分割・統合されました。「障害者福祉」では第 37・38 回にも出題されていて、障害のある人の地域生活において重要な項目であり引き続き取り上げられることが考えられます。

「障害者雇用促進法」の対策としては、「障害者総合支援法」の就労系サービスと「障害者雇用促進法」を根拠とする機関の役割、最新の法定雇用率（先月から民間企業ですと 2.7%に引き上げられました）と障害者雇用納付金と調整金の仕組み、雇用率算定のルール等を確認しておく必要があります。

1. ×就労継続支援 A 型事業は「障害者総合支援法」が根拠法で、訓練等給付費の就労支援サービスになります。就労支援サービスには、就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）、就労定着支援に加え、昨年 10 月に施行された就労選択支援があります。対象、支援内容、訓練期間の有無等違いを説明できるようにしておきましょう。
2. ×公共職業安定所は、必要に応じて就職後の助言または指導を行うことができるという規定があります。（法第 17 条）
3. ×障害者を 5 人以上雇用する事業所は、雇用する労働者で資格認定講習修了者等から障害者職業生活相談員を選任しなければなりません（法第 79 条第 2 項）。外部委託が可能との規定はありません。
4. ○雇用義務の対象となる精神障害者は「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る」と規定されています（法第 37 条第 2 項）。知的障害者は療育手帳または知的障害者更生相談所等の判定書、地域障害者職業センターの判定書により確認を行います。
5. ×募集及び採用時と採用後において合理的配慮の提供を義務付けています。ただし、事業主に対し「過重な負担」（実現困難度や費用・負担の程度、企業の財政状況等を勘案）を及ぼすこととなる場合は、除かれると規定されています。（法第 36 条の 2・3）

■次回の配信は 8 月 21 日（金）を予定しています。

■前号の【Plus Quiz・・・正答と解説】にて、正答を示していませんでした。正答は「5」です。申し訳ありませんでした。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus